

「さくらねこ無料不妊手術事業」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人どうぶつ基金（以下、基金という）が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」（以下、本事業という）を円滑に推進するために事業の内容を規定する。

(目的)

第2条 本事業は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の理念に基づき、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の行政での引き取り数の減少及び地域活動を支援し、「行政による猫の殺処分ゼロ」の早期実現に資することを目的とする。

(内容)

第3条 第2条の目的を達成するため、基金はTNR活動、所有者不明猫の不妊去勢手術費用の全額負担等のTNR活動の支援、TNR活動の普及啓発を行う。

2 TNR活動は基金、指定獣医師、協働者（一般）、協働者（団体）、協働者（行政）によって行われるものとする。

（指定獣医師・協働者（一般）・協働者（団体）・協働者（行政））

第4条 第3条に定める指定獣医師・協働者（一般）・協働者（団体）・協働者（行政）は下記とする。

（1）指定獣医師

○獣医師のうち、本事業に賛同し、基金の審査を経た者

（2）協働者（一般）

○協働者（行政）、協働者（団体）以外の者

（3）協働者（団体）

○団体枠 A=【公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人、認定 NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人】のうち、どうぶつ基金の地域相談窓口として紹介される事、相談者に対応することに同意した方。

団体枠 B=学校法人、自治会連合会、自治会（チケット使用対象地域は自治会や学校の管轄内の猫に限る）

（4）協働者（行政）

○地方公共団体の長（及びその指定する事業担当者）

○地方公共団体が運営または管理する公共施設及びそれに準ずる施設（公園・図書館・郵便局・公民館・道路・港湾等）の指定管理者

(対象)

第5条 本事業の対象となる猫は、便宜上次のように分類する。

(表1)

名称	状態	事業の対象	備考
飼い猫	所有・占有の意思を持つ特定の飼い主により、継続的に給餌給水等の世話をされている猫。	しない	飼い主の意向・手術費用負担によっては手術の対象とする。
所有者不明猫（のら猫）	特定の飼い主がない猫。	する	
地域猫	特定の飼い主がないが、地域住民によって継続的に給餌給水等の世話をされている猫。	する	
さくらねこ	去勢・不妊手術実施済みであり、その目印として耳をさくら耳カット（※）された猫。	—	

（※）さくら耳：去勢・不妊手術済の目印として、耳先を桜の花びらの形にカットすることを指す。

(TNR活動の支援)

第6条 第3条に定めるTNR活動の支援のため、基金は下記を行う。

- (1) 指定獣医師の募集・申請受付
- (2) 指定獣医師の審査・指定・取消
- (3) 協働者（一般・団体・行政）の募集・申請受付
- (4) 協働者（一般・団体・行政）の審査
- (5) 協働者（一般・団体・行政）への手術チケット交付
- (6) 協働者（一般・団体・行政）によるTNR活動の企画・アドバイス
- (7) 指定獣医師からのチケット受付
- (8) 指定獣医師への費用支払

(指定獣医師によるTNR活動の実施)

第7条 第3条に定めるTNR活動のため、指定獣医師は下記を行う。

- (1) 協働者（一般・団体・行政）によって持ち込まれた所有者不明猫・地域猫の検診
- (2) 検診した猫の不妊・去勢手術
- (3) 去勢・不妊手術した猫のさくら耳カット
- (4) その他、協働者の依頼による手術等
- (5) 基金へのチケット等提出
- (6) 基金からの費用受取

(協働者（一般・団体・行政）によるTNR活動の実施)

第8条 第3条に定めるTNR活動のため、協働者（一般・団体・行政）は下記を行う。

- (1) 企画・調整（土地管理者からの活動許可の取得等）
- (2) 基金への申請
- (3) 基金からのチケット等受取
- (4) 所有者不明猫・地域猫の捕獲
- (5) 捕獲した猫の指定獣医師への運搬
- (6) 指定獣医師へのチケット等提出
- (7) 去勢・不妊手術したさくらねこの運搬・解放

(協働者（行政）によるTNR活動の実施)

第9条 第3条に定めるTNR活動のため、協働者（行政）は第8条の定めに加えて、必要に応じて下記を行う。

- (1) 市民ボランティアの募集・取りまとめ
- (2) 基金・指定医師との連絡・調整

(実施要領)

第10条 本要綱の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。

(その他)

第11条 本要項及び第10条に定める実施要領によらない事項は、基金が判断する。

(付則)

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

(改正)

平成30年4月1日から施行する。